

東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令 新旧対照条文 目次  
(東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正関係)

○東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第六十九号) (抄) . . . . . 1

改 正 案	現 行
<p>（令第一条各号の内閣府令で定める事業）</p> <p>第一条 東日本大震災復興特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地域において生産された農林水産物の卸売のために開設される市場又は当該農林水産物を販売するための施設若しくは設備の整備又は運営に関する事業</p> <p>二 地域において生産された農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工又は調理をしたものを店舗において主に当該地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業</p> <p>三 地域において生産された農林水産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店の整備又は運営に関する事業</p> <p>四 温室、畜舎その他の農業用施設において太陽光発電装置を設置することにより行う発電又は農業用水の放流に伴って発生する水力を利用することにより行う発電に関する事業その他農業資源に由来する再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの供給に関する事業</p> <p>五 藻場の造成その他水産動植物の生育環境の保全及び改善又は水産資源の維持若しくは回復に関する事業</p> <p>六 新たに就農しようとする青年等を対象にした農業の技術又は経営方法の習得に関する研修の実施その他農林水産業の担い手となる人材の</p>	<p>（令第一条各号の内閣府令で定める事業）</p> <p>第一条 東日本大震災復興特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地域において生産された農林水産物の卸売のために開設される市場又は当該農林水産物を販売するための施設若しくは設備の整備又は運営に関する事業</p> <p>二 地域において生産された農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工又は調理をしたものを店舗において主に当該地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業</p> <p>三 地域において生産された農林水産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店の整備又は運営に関する事業</p> <p>四 温室、畜舎その他の農業用施設において太陽光発電装置を設置することにより行う発電又は農業用水の放流に伴って発生する水力を利用することにより行う発電に関する事業その他農業資源に由来する再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの供給に関する事業</p> <p>五 藻場の造成その他水産動植物の生育環境の保全及び改善又は水産資源の維持若しくは回復に関する事業</p> <p>六 新たに就農しようとする青年等を対象にした農業の技術又は経営方法の習得に関する研修の実施その他農林水産業の担い手となる人材の</p>

育成に関する事業

七 地域における有害鳥獣及び外来生物を活用した地域特産物の開発又は生産に関する事業

2 令第一条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業

二 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

三 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業

四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第四項及び第五項に規定する行為、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第六項から第八項までに規定する行為又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年四月法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受け、又は受けているおそれのある

育成に関する事業

七 地域における有害鳥獣及び外来生物を活用した地域特産物の開発又は生産に関する事業

2 令第一条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業

二 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

三 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業

四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第四項及び第五項に規定する行為、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第六項から第八項までに規定する行為又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年四月法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受け、又は受けているおそれのある

児童、高齢者、障害者及び配偶者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業

五 高齢者、障害者その他日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受ける者（次号において「高齢者等」という。）の福祉に係る新商品の開発及び生産又は新役務の開発及び提供に関する事業

六 高齢者等の日常生活に必要な入浴、排せつ、食事等の介護等に係る支援、生活に関する相談及び助言並びに高齢者等の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施に関する事業

七 居住者その他の者の共同の福祉のため必要な社会福祉施設の整備又は管理に関する事業

八 インターネットの利用その他の情報通信技術を利用した診療の用に供するシステムの開発若しくは当該システムに係る技術の提供又は当該システムを利用して行う離島その他交通不便の地域における医療の確保に関する事業

九 離島、山間のへき地その他の地域において行う救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三十三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）の運航その他救急医療の確保に関する事業

十 栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき地域住民からの相談に応じ、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導若しくは助言を行うための施設の整備又は運営に関する事業

十一 地域住民に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、食事習慣、運動習慣、疾病その他の健康状態若しくはその置かれている

児童、高齢者、障害者及び配偶者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業

五 高齢者、障害者その他日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受ける者（次号において「高齢者等」という。）の福祉に係る新商品の開発及び生産又は新役務の開発及び提供に関する事業

六 高齢者等の日常生活に必要な入浴、排せつ、食事等の介護等に係る支援、生活に関する相談及び助言並びに高齢者等の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施に関する事業

七 居住者その他の者の共同の福祉のため必要な社会福祉施設の整備又は管理に関する事業

八 インターネットの利用その他の情報通信技術を利用した診療の用に供するシステムの開発若しくは当該システムに係る技術の提供又は当該システムを利用して行う離島その他交通不便の地域における医療の確保に関する事業

九 離島、山間のへき地その他の地域において行う救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三十三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）の運航その他救急医療の確保に関する事業

十 栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき地域住民からの相談に応じ、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導若しくは助言を行うための施設の整備又は運営に関する事業

十一 地域住民に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、食事習慣、運動習慣、疾病その他の健康状態若しくはその置かれている

生活環境に関するデータを収集し、分析するための施設又は設備の整備又は運営に関する事業

3 令第一条第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 環境配慮型自動車（電気を動力源とする自動車、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車その他の使用に伴い排出される温室効果ガスによる環境への負荷が特に少ない自動車をいう。以下この号において同じ。）を用いて行う自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業をいう。）又は環境配慮型自動車に充電又はその燃料を充てんするための施設又は設備の整備又は運営に関する事業

二 バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）をいう。）、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）又は海岸漂着物（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第二条第一項に規定する海岸漂着物をいう。）を原材料とするバイオ燃料の製造に関する事業

三 森林、里山、河川等における木竹の植栽、水質の改善その他地域における環境の保全及び再生に関する事業

四 再生可能エネルギー源を活用した小規模なエネルギーの供給に関する事業

4 令第一条第四号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

生活環境に関するデータを収集し、分析するための施設又は設備の整備又は運営に関する事業

3 令第一条第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 環境配慮型自動車（電気を動力源とする自動車、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車その他の使用に伴い排出される温室効果ガスによる環境への負荷が特に少ない自動車をいう。以下この号において同じ。）を用いて行う自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業をいう。）又は環境配慮型自動車に充電又はその燃料を充てんするための施設又は設備の整備又は運営に関する事業

二 バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）をいう。）、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）又は海岸漂着物（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第二条第一項に規定する海岸漂着物をいう。）を原材料とするバイオ燃料の製造に関する事業

三 森林、里山、河川等における木竹の植栽、水質の改善その他地域における環境の保全及び再生に関する事業

四 再生可能エネルギー源を活用した小規模なエネルギーの供給に関する事業

4 令第一条第四号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 離島その他の交通不便の地域において行う地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は当該地域を来訪する者の移動のための交通手段の確保に関する事業

二 離島と本邦の地域との間の路線（旅客又は貨物の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものに限る。）において行う船舶運航事業（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業をいう。）

三 日常生活又は社会生活における移動のための交通手段の確保その他地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保に寄与する情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

四 地域における商店街の区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供、行事の実施又はこれらに関する情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

五 居住者その他の者の利便のため必要な施設、住宅、商業施設その他の施設の整備又は管理に関する事業

5 令第一条第五号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 地域の観光資源を活用した新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業

二 地域の観光資源を活用して行う農林漁業体験民宿業（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業をいう。）その

一 離島その他の交通不便の地域において行う地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は当該地域を来訪する者の移動のための交通手段の確保に関する事業

二 離島と本邦の地域との間の路線（旅客又は貨物の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものに限る。）において行う船舶運航事業（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業をいう。）

三 日常生活又は社会生活における移動のための交通手段の確保その他地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保に寄与する情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

四 地域における商店街の区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供、行事の実施又はこれらに関する情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

五 居住者その他の者の利便のため必要な施設、住宅、商業施設その他の施設の整備又は管理に関する事業

5 令第一条第五号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 地域の観光資源を活用した新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発若しくは提供に関する事業

二 地域の観光資源を活用して行う農林漁業体験民宿業（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業をいう。）その

他観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業

三 外国人観光旅客（国際会議等に参加する者を含む。以下この号において同じ。）への通訳案内その他外国人観光旅客の受入れに関するサービス  
の提供及び人材の育成に関する事業

四 地域芸能及びスポーツの興行、祭礼、会議その他の催しの実施又はこれに関する情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

五 地域において来訪者、滞在者その他の者を増加させるために行う商品の販売又は役務の提供又はこれらに関する情報の伝達を行う情報システムの整備又は管理に関する事業

六 遊休状態にある不動産（事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設を含む。）の利用の促進に関する事業

七 主として都市の住民を対象とし、農山漁村における文化的景観を形成している家屋又は現に居住の用に供していない住宅を活用して行う、農山漁村への移住若しくは都市における住所のほか農山漁村に居所を有することを促進する事業

八 教養文化施設、スポーツ施設若しくはレクリエーション施設その他地域における世代間及び世代内の交流又は地域間交流を図るための施設（これらの施設に附帯して設置される当該施設の管理又は運営上必要な施設を含む。）若しくは設備の整備又は運営に関する事業

九 単身で生活する高齢者の居宅への若者の派遣その他地域における高齢者及びその他の住民との交流の促進を図るための事業

十 地域の固有の歴史、文化等に関する記録の保存に関する事業

他観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業

三 外国人観光旅客（国際会議等に参加する者を含む。以下この号において同じ。）への通訳案内その他外国人観光旅客の受入れに関するサービスの提供及び人材の育成に関する事業

四 地域芸能及びスポーツの興行、祭礼、会議その他の催しの実施又はこれに関する情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

五 地域において来訪者、滞在者その他の者を増加させるために行う商品の販売又は役務の提供又はこれらに関する情報の伝達を行う情報システムの整備又は管理に関する事業

六 遊休状態にある不動産（事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設を含む。）の利用の促進に関する事業

七 主として都市の住民を対象とし、農山漁村における文化的景観を形成している家屋又は現に居住の用に供していない住宅を活用して行う、農山漁村への移住若しくは都市における住所のほか農山漁村に居所を有することを促進する事業

八 教養文化施設、スポーツ施設若しくはレクリエーション施設その他地域における世代間及び世代内の交流又は地域間交流を図るための施設（これらの施設に附帯して設置される当該施設の管理又は運営上必要な施設を含む。）若しくは設備の整備又は運営に関する事業

九 単身で生活する高齢者の居宅への若者の派遣その他地域における高齢者及びその他の住民との交流の促進を図るための事業

十 地域の固有の歴史、文化等に関する記録の保存に関する事業

十一 地域の固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となつて形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上並びに景観の保全に関する事業

十二 地域住民に対する災害情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

十三 地域における災害応急対策の拠点として機能する施設の整備又は運営に関する事業

十四 山間部において耕作の放棄があつた農地又は採草放牧地において地すべり等の防止を目的として行う植林事業その他地域における災害の未然の防止に関する事業

(法第四十四条の規定による指定金融機関の指定の申請手続等)

第三十一条 法第四十四条第一項の指定(以下この条において単に「指定」という。)を受けようとする金融機関は、別記様式第八の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度又は連結事業年度の直前の事業年度又は連結事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 指定に係る認定復興推進計画の作成又はその実施について協議をした地域協議会の構成員であることを証する書類

四 第二十七条第一号に掲げる要件に適合することを証する書類

十一 地域の固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となつて形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上並びに景観の保全に関する事業

十二 地域住民に対する災害情報の伝達を行う情報システムの整備及び管理に関する事業

十三 地域における災害応急対策の拠点として機能する施設の整備又は運営に関する事業

十四 山間部において耕作の放棄があつた農地又は採草放牧地において地すべり等の防止を目的として行う植林事業その他地域における災害の未然の防止に関する事業

(法第四十四条の規定による指定金融機関の指定の申請手続等)

第三十一条 法第四十四条第一項の指定(以下この条において単に「指定」という。)を受けようとする金融機関は、別記様式第八の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度又は連結事業年度の直前の事業年度又は連結事業年度の貸借対照表及び損益計算書

三 指定に係る認定復興推進計画の作成又はその実施について協議をした地域協議会の構成員であることを証する書類

四 第二十七条第一号に掲げる要件に適合することを証する書類

- 五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定復興推進計画に係る法第四十四条第一項の指定申請手続において提出している場合であつて、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。
- 4 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
  - 一 当該申請を補正するために要する期間
  - 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
  - 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間
- 5 内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。
  - 一 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。
  - 二 前号に掲げるもののほか、指定金融機関が復興特区支援貸付事業の適正な実施を行うことができなくなつたと認めるとき。
- 6 内閣総理大臣は、指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。
- 7 内閣総理大臣は、指定をしたときは、その旨を告示するものとする。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

- 五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる書類について、既に他の認定復興推進計画に係る法第四十四条第一項の指定申請手続において提出している場合であつて、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。
- 4 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
  - 一 当該申請を補正するために要する期間
  - 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
  - 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間
- 5 内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。
  - 一 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。
  - 二 前号に掲げるもののほか、指定金融機関が復興特区支援貸付事業の適正な実施を行うことができなくなつたと認めるとき。
- 6 内閣総理大臣は、指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。
- 7 内閣総理大臣は、指定をしたときは、その旨を告示するものとする。告示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

別記様式第1の2（第5条関係）

復興推進計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

特定地方公共団体の長の氏名

（略）

注1 変更事項の内容については、（以下略）

2 法第6条第1項の規定（以下略）

別記様式第1の1（第4条関係）

復興推進計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

特定地方公共団体の長の氏名

（略）

注 法第4条第1項の規定（以下略）

別記様式第1の2（第5条関係）

復興推進計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

特定地方公共団体の長の氏名

印

（略）

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 変更事項の内容については、（以下略）

3 法第6条第1項の規定（以下略）

別記様式第1の1（第4条関係）

復興推進計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

特定地方公共団体の長の氏名

印

（略）

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 法第4条第1項の規定（以下略）

---

別記様式第2の2（第9条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

別記様式第2の1（第9条関係）  
復興推進事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿  
指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名  
(略)

---

別記様式第2の2（第9条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

別記様式第2の1（第9条関係）  
復興推進事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿  
指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 印  
(略)

---

**別記様式第2の4**（第10条関係）  
指定申請書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名  
(略)

**別記様式第2の3**（第9条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書  
年 月 日  
指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

---

**別記様式第2の4**（第10条関係）  
指定申請書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 印  
(略)

**別記様式第2の3**（第9条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書  
年 月 日  
指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

---

別記様式第2の6 (第10条関係) 指 定 書 年 月 日  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿 認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

別記様式第2の5 (第10条関係) 指定要件に関する宣言書 年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名  
(略)

---

別記様式第2の6 (第10条関係) 指 定 書 年 月 日  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿 認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

別記様式第2の5 (第10条関係) 指定要件に関する宣言書 年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 印  
(略)

別記様式第3の1 (第12条関係)

復興推進事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名

(略)

別記様式第2の7 (第10条関係)

東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

(略)

別記様式第3の1 (第12条関係)

復興推進事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名

(略)

印

別記様式第2の7 (第10条関係)

東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

(略)

印

別記様式第3の3 (第12条関係)

復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

(略)

別記様式第3の2 (第12条関係)

復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

(略)

別記様式第3の3 (第12条関係)

復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

(略)

印

別記様式第3の2 (第12条関係)

復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

(略)

印

別記様式第3の5 (第13条関係)

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

(略)

別記様式第3の4 (第13条関係)

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

(略)

別記様式第3の5 (第13条関係)

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

(略)

印

別記様式第3の4 (第13条関係)

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

(略)

印

---

別記様式第3の7（第13条関係）  
東日本大震災復興特別区域法第38条第1項に規定する指定をしない旨の通知書  
年 月 日  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

別記様式第3の6（第13条関係） 指 定 書  
年 月 日  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

---

別記様式第3の7（第13条関係）  
東日本大震災復興特別区域法第38条第1項に規定する指定をしない旨の通知書  
年 月 日  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

別記様式第3の6（第13条関係） 指 定 書  
年 月 日  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

別記様式第4の2 (第15条関係)

復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

(略)

別記様式第4の1 (第15条関係)

復興推進事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名

(略)

別記様式第4の2 (第15条関係)

復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

印

(略)

別記様式第4の1 (第15条関係)

復興推進事業に関する実施状況報告書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名

印

(略)

---

別記様式第4の4 (第16条関係)  
指定申請書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名  
(略)

別記様式第4の3 (第15条関係)  
復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書  
年 月 日  
指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

---

別記様式第4の4 (第16条関係)  
指定申請書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 印  
(略)

別記様式第4の3 (第15条関係)  
復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書  
年 月 日  
指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

---

別記様式第4の6 (第16条関係) 指 定 書  
年 月 日  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

別記様式第4の5 (第16条関係) 指定要件に関する宣言書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名  
(略)

---

別記様式第4の6 (第16条関係) 指 定 書  
年 月 日  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

別記様式第4の5 (第16条関係) 指定要件に関する宣言書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 印  
(略)

別記様式第5の1 (第18条関係)  
復興推進事業に関する実施状況報告書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
指定法人の名称及び代表者の氏名  
(略)

別記様式第4の7 (第16条関係)  
東日本大震災復興特別区域法第39条第1項に規定する指定をしない旨の通知書  
年 月 日  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

別記様式第5の1 (第18条関係)  
復興推進事業に関する実施状況報告書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
指定法人の名称及び代表者の氏名 印  
(略)

別記様式第4の7 (第16条関係)  
東日本大震災復興特別区域法第39条第1項に規定する指定をしない旨の通知書  
年 月 日  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

---

**別記様式第5の3**（第18条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

指定法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

**別記様式第5の2**（第18条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

---

**別記様式第5の3**（第18条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

指定法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

**別記様式第5の2**（第18条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定書

年 月 日

指定法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

---

別記様式第5の5（第19条関係）  
指定要件に関する宣言書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
法人の名称及び代表者の氏名  
(略)

別記様式第5の4（第19条関係）  
指定申請書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
法人の名称及び代表者の氏名  
(略)

---

別記様式第5の5（第19条関係）  
指定要件に関する宣言書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
法人の名称及び代表者の氏名 印  
(略)

別記様式第5の4（第19条関係）  
指定申請書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
法人の名称及び代表者の氏名 印  
(略)

---

別記様式第5の7（第19条関係）  
東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する指定をしない旨の通知書  
年 月 日  
法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

別記様式第5の6（第19条関係） 指 定 書  
年 月 日  
法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

---

別記様式第5の7（第19条関係）  
東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する指定をしない旨の通知書  
年 月 日  
法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

別記様式第5の6（第19条関係） 指 定 書  
年 月 日  
法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

別記様式第6の2（第21条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定書  
年 月 日  
指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

別記様式第6の1（第21条関係）  
復興推進事業に関する実施状況報告書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名  
(略)

別記様式第6の2（第21条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定書  
年 月 日  
指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

別記様式第6の1（第21条関係）  
復興推進事業に関する実施状況報告書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 印  
(略)

---

別記様式第6の4 (第22条関係) 指定申請書 年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名  
(略)

別記様式第6の3 (第21条関係) 復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書 年 月 日  
指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿 認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

---

別記様式第6の4 (第22条関係) 指定申請書 年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿 個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 印  
(略)

別記様式第6の3 (第21条関係) 復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書 年 月 日  
指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名 殿 認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

---

別記様式第6の6（第22条関係）  
指 定 書  
年 月 日  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

別記様式第6の5（第22条関係）  
指定要件に関する宣言書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名  
(略)

---

別記様式第6の6（第22条関係）  
指 定 書  
年 月 日  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

別記様式第6の5（第22条関係）  
指定要件に関する宣言書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 印  
(略)

別記様式第7の1 (第24条関係)  
復興推進事業に関する実施状況報告書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
指定会社の名称及び代表者の氏名  
(略)

別記様式第6の7 (第22条関係)  
東日本大震災復興特別区域法第41条第1項に規定する指定をしない旨の通知書  
年 月 日  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

別記様式第7の1 (第24条関係)  
復興推進事業に関する実施状況報告書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
指定会社の名称及び代表者の氏名 印  
(略)

別記様式第6の7 (第22条関係)  
東日本大震災復興特別区域法第41条第1項に規定する指定をしない旨の通知書  
年 月 日  
個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

---

別記様式第7の3（第24条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書  
年 月 日  
指定会社の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

別記様式第7の2（第24条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定書  
年 月 日  
指定会社の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

---

別記様式第7の3（第24条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書  
年 月 日  
指定会社の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

別記様式第7の2（第24条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定書  
年 月 日  
指定会社の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

別記様式第7の5 (第25条関係)

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名

(略)

別記様式第7の4 (第25条関係)

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名

(略)

別記様式第7の5 (第25条関係)

指定要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

(略)

別記様式第7の4 (第25条関係)

指定申請書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

(略)

**別記様式第7の7**（第25条関係）

東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

(略)

**別記様式第7の6**（第25条関係）

指 定 書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

(略)

**別記様式第7の7**（第25条関係）

東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

(略)

印

**別記様式第7の6**（第25条関係）

指 定 書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

認定地方公共団体の長の氏名

(略)

印

**別記様式第7の9** (第26条関係)  
 民法組合等であることの誓約書

年 月 日

指定会社所在地  
 指定会社名  
 代表者の氏名 殿

組合所在地  
 組合名  
 代表者の氏名

(略)

**別記様式第7の8** (第26条関係)  
 復興推進事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況について

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定会社の名称及び代表者の氏名

(略)

**別記様式第7の9** (第26条関係)  
 民法組合等であることの誓約書

年 月 日

指定会社所在地  
 指定会社名  
 代表者の氏名 殿

組合所在地  
 組合名  
 代表者の氏名 印

(略)

**別記様式第7の8** (第26条関係)  
 復興推進事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況について

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

指定会社の名称及び代表者の氏名 印

(略)

---

別記様式第7の11（第26条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書  
年 月 日  
指定会社の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

別記様式第7の10（第26条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定書  
年 月 日  
指定会社の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

---

別記様式第7の11（第26条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書  
年 月 日  
指定会社の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

別記様式第7の10（第26条関係）  
復興推進事業の実施に係る認定書  
年 月 日  
指定会社の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

別記様式第7の12（第26条関係）  
（ファンド等を通じて投資した場合）  
東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第6項に係る確認申請書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
指定会社所在地  
指 定 会 社 名  
代表者の氏名  
（略）

別記様式第7の12（第26条関係）  
（個人が直接投資した場合）  
東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第6項に係る確認申請書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
指定会社所在地  
指 定 会 社 名  
代表者の氏名  
（略）

別記様式第7の12（第26条関係）  
（ファンド等を通じて投資した場合）  
東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第6項に係る確認申請書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
指定会社所在地  
指 定 会 社 名  
代表者の氏名 印  
（略）

別記様式第7の12（第26条関係）  
（個人が直接投資した場合）  
東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第6項に係る確認申請書  
年 月 日  
認定地方公共団体の長の氏名 殿  
指定会社所在地  
指 定 会 社 名  
代表者の氏名 印  
（略）

---

別記様式第7の14（第26条関係）  
東日本大震災復興特別区域法施行規則第24条第9項に係る確認をしない旨の通知書  
年 月 日  
指定会社の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

別記様式第7の13（第26条関係）  
東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第8項に係る確認書  
年 月 日  
指定会社の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名  
(略)

---

別記様式第7の14（第26条関係）  
東日本大震災復興特別区域法施行規則第24条第9項に係る確認をしない旨の通知書  
年 月 日  
指定会社の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

別記様式第7の13（第26条関係）  
東日本大震災復興特別区域法施行規則第26条第8項に係る確認書  
年 月 日  
指定会社の名称及び代表者の氏名 殿  
認定地方公共団体の長の氏名 印  
(略)

**別記様式第8の2** (第31条関係)  
 指定金融機関の指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣殿

住所  
 指定金融機関の名称及び代表者の氏名

(略)

(添付書類)

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 地域協議会の構成員であることを証する書類
- (5) 復興推進計画の区域における (以下略)
- (6) 事業を安定して行うために必要な経理的基礎を示す書類

注 添付書類のうち(1)～(3)については、既に他の指定申請書に添付すべき書類を提出した場合、その記載事項に変更がないときは省略できる。省略した場合、当該他の指定申請に係る認定復興推進計画の名称を記載すること。

(略)

**別記様式第8の1** (第30条関係)  
 復興特区支援利子補給金支給申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所  
 指定金融機関の名称及び代表者の氏名

(略)

**別記様式第8の2** (第31条関係)  
 指定金融機関の指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣殿

住所  
 指定金融機関の名称及び代表者の氏名

(略)

(添付書類)

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 地域協議会の構成員であることを証する書類
- (5) 復興推進計画の区域における (以下略)
- (6) 事業を安定して行うために必要な経理的基礎を示す書類

注 添付書類のうち(1)～(3)については、既に他の指定申請書に添付すべき書類を提出した場合、その記載事項に変更がないときは省略できる。省略した場合、当該他の指定申請に係る認定復興推進計画の名称を記載すること。

(略)

**別記様式第8の1** (第30条関係)  
 復興特区支援利子補給金支給申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所  
 指定金融機関の名称及び代表者の氏名

(略)

別記様式第9の2 (第42条関係)

届出対象区域の区域内における行為の変更届出書 年 月 日

殿 届出者 住所  
氏名

(略)

(備考)

- 1 届出者が法人である場合においては、(以下略)
- 2 建築物等の(以下略)
- 3 復興整備計画において(以下略)
- 4 同一の土地の区域について(以下略)

別記様式第9の1 (第39条関係)

届出対象区域の区域内における行為の届出書 年 月 日

殿 届出者 住所  
氏名

(略)

(備考)

- 1 届出者が法人である場合においては、(以下略)
- 2 建築物等の(以下略)
- 3 「建築物の用途及び構造等」欄には、当該建築物の構造及び当該建築物の新築、改築又は増築が合9条第2項第2号又は第3号に該当する場合にあっては、その旨を記載すること。
- 4 同一の土地の区域について(以下略)

別記様式第9の2 (第42条関係)

届出対象区域の区域内における行為の変更届出書 年 月 日

殿 届出者 住所  
氏名 印

(略)

(備考)

- 1 届出者が法人である場合においては、(以下略)
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の(以下略)
- 4 復興整備計画において(以下略)
- 5 同一の土地の区域について(以下略)

別記様式第9の1 (第39条関係)

届出対象区域の区域内における行為の届出書 年 月 日

殿 届出者 住所  
氏名 印

(略)

(備考)

- 1 届出者が法人である場合においては、(以下略)
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の(以下略)
- 4 「建築物の用途及び構造等」欄には、当該建築物の構造及び当該建築物の新築、改築又は増築が合10条第2項第2号又は第3号に該当する場合にあっては、その旨を記載すること。
- 5 同一の土地の区域について(以下略)

別記様式第10 (第43条関係) (A4)

裁 決 申 請 書

(略)

年 月 日

裁決申請者 住所  
氏名

収用委員会 御中

(備考)

- 1 裁決申請者が (以下略)
- 2 「損失の事実」については、(以下略)
- 3 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、(以下略)
- 4 「協議の経過」については、(以下略)
- 5 法人の場合においては、(以下略)

別記様式第10 (第43条関係) (A4)

裁 決 申 請 書

(略)

年 月 日

裁決申請者 住所  
氏名

印

収用委員会 御中

(備考)

- 1 裁決申請者が (以下略)
- 2 「損失の事実」については、(以下略)
- 3 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、(以下略)
- 4 「協議の経過」については、(以下略)
- 5 法人の場合においては、(以下略)
- 6 裁決申請者の氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合  
においては、押印を省略することができる。